



所得補償 プラン

フリーランスあんしん補償プラス

任意加入

保険期間中にケガや病気で就業不能になり、その期間が支払対象外期間 7 日を超えた場合に、就業不能期間 1 か月につき、ご契約の保険金額を 1 年間を限度としてお支払いします。

団体割引等適用で、
個別加入より
約 **44%** 割引！



- ✓ ケガや病気、自宅療養による **就業不能を補償**
- ✓ **医師の診査が不要**で加入手続きが簡単
- ✓ 団体割引等適用のため **保険料が割安**
- ✓ 手間がかからない **便利な自動更新方式**

CHECK
POINT

フリーランスの社会保障を補完する幅広い補償



365日・24時間対応

お仕事中はもちろん、日常生活や旅行中の
ケガや病気にいたるまで
国内・海外を問わず
365日・24時間補償されます。



最長1年間の補償

ケガや病気で働けなくなった場合、
喪失する所得を最長1年間補償。
安心して十分な治療が受けられます。

※医師の診断書による認定が必要です。



天災によるケガも対象

国内・海外を問わず、地震・噴火
またはこれらによる津波など
天災によるケガで働けなくなった場合も
保険金をお支払いします。

※入院中はもちろん、医師の指示による自宅療養であっても保険金支払いの対象となります。（医師が就業不能と認定した期間が限度となります。）
ただし、専業主婦（家事従事者）の場合は医師の指示による自宅療養は対象外です。
※就業不能期間が1か月に満たない場合、また1か月未満の端日数が生じた場合には1か月を30日として日割計算します。
※健康状態告知書質問事項の回答内容によってご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります

所得補償プラン（フリーランスあんしん補償プラス）に入るには

所得補償プラン（あんしん補償プラス）はフリーランス会員専用の所得補償制度です。また、団体割引等適用のために、フリーランス加入後に「一般社団法人フリーランスAWS協会」に一般会員として加入していただく必要があります。

1

フリーランス
FREENANCEに
会員登録をします。

2

フリーランスAWS協会
に加入します。

3

あんしん補償プラス
申込内容を入力、
送信します。

4

指定代理店
フリーランス インシュアランス合同会社
FREELANCE INSURANCE LLC
より手続書類が届きます。
申込書への署名捺印、
口座登録用紙を記入し
返送してください。

保険料表 (1名あたり)

無事故戻しに関する規定の不適用特約セット

天災危険補償特約 (所得補償保険用) セット

骨髄採取手術に伴う入院補償特約 家事従事者特約

てん補期間：1年 免責期間：7日

保険金額 (月額) 1万円 (1口) あたりの月払保険料 団体割引 20% 損害率による割引 30%

※タイプに関する詳しい説明はこちらをご覧ください。 <https://freenance.net/shotoku#modal>

年令 (令和3年10月1日時点)	セット名 (級別)			
	タイプ1 (級別1級)	タイプ2 (級別2級)	タイプ3 (級別3級)	タイプS (専業主婦・家事従事者)
15～19才	32円	37円	44円	20円
20～24才	47円	54円	63円	30円
25～29才	53円	60円	71円	34円
30～34才	65円	75円	88円	42円
35～39才	81円	93円	109円	52円
40～44才	101円	116円	136円	65円
45～49才	121円	139円	163円	77円
50～54才	140円	161円	189円	90円
55～59才	150円	172円	202円	96円
60～64才	158円	181円	213円	101円

※ 保険金額は10万円 (10口) 以上1万円 (1口) 単位でお申し込みください。

※ 保険金額は次の範囲内でお決めください。

- ① 国民健康保険加入者→平均所得額 (年収の12分の1) の70%以内
- ② 国民健康保険以外の公的医療保険制度加入者→平均所得額 (年収の12分の1) の50%以内
- ③ 専業主婦・家事従事者→10万円 (10口) 以上17万円 (17口) 以内
- ④ 所得保障金額 (ご契約金額) は、被保険者の方の加入する公的医療保険制度による給付内容などを勘案し、平均所得額の範囲内で、適切な額となるよう設定してください。
なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので予めご了承ください。

保険料の
自動計算ツールを
公開中です！

▼▼▼
<https://freenance.net/>

職種級別表

保険料は被保険者の職種級別によって異なります。下表以外の職種の方、または65才以上の方につきましては、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

1 級	2 級	3 級
小売・卸売店主 (危険物を取り扱わない方)、事務職、営業職、管理職 など	自動車教習所教員、半導体製品製造工、看護師、電気工事作業員、電気技師 (危険物を取り扱わない方) など	自動車運転者、自動車整備工、普通大工、配管工、電気溶接工、電気技師 (危険物を取り扱う方) など

※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

お問い合わせはこちら

< 取扱代理店 >

FREELANCE INSURANCE LLC
(フリーランス インシュアランス合同会社)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目17-7 池袋ルミエールビル4F

✉ info@freelance-i.com

受付時間：平日 10:00～17:00

この保険は全国中小企業団体中央会を保険契約者とし、フリーナンス AWS 協会会員を加入者とする所得補償保険の団体契約です。被保険者 (補償の対象となる方) はフリーナンス AWS 協会会員事業所の事業主 (法人の場合はその役員)、従業員、またはこれらの方の配偶者 (専業主婦) です。

このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず中央会の所得補償プランパンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり (普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

< 引受保険会社 >

あいおいニッセイ同和損保
東京中央支店 東京中央第一支社

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6 あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル6F
TEL: 03-3242-7171

■万一事故にあわれたときは、直ちに事故通知を

「あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター」
TEL: 0120-985-024（無料） IP 電話：0276-90-8852（有料）
受付時間：24 時間 365 日

ケガや病気によってこの保険の対象となる就業不能が開始したとき、または入院により家事労働に従事できない状態になったときは、30 日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。なお、事業主（法人の場合は役員）、従業員が所得補償保険金の請求をする場合は、原則として所得を証明する書類＜給与証明書、源泉徴収書、確定申告書（写）等のご提出が必要となります。事故が起こった場合、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

■脱退のお申し出および契約内容の変更の通知

団体契約からの脱退および契約内容の変更（住所変更・職種変更等）の際は、遅滞なく代理店・扱者までご連絡ください。ご連絡がない場合、自動的に保険料が引き落とされる場合やご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■ご加入の自動継続

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満 74 才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年令および保険料率によって計算されます。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについてご継続を中止させていただくことがあります。また、前年契約において保険金支払い対象となった疾病が「病気・症状一覧表」の「甲欄」に該当する場合は、お引受けを見合わせさせていただきます。この保険は、被保険者数による団体割引と契約全体の損害率による割増引制度を採用していますので、被保険者数や前年の損害率等により保険料が変更になることがあります。また、ご加入者が退職等により本制度の加入資格者の対象外となった場合および保険料相当額の口座引き落としが 2 回続けて不能となった場合は脱退とさせていただきます。

■保険金をお支払いできない場合（主なもの）

保険期間開始前に被ったケガまたは病気その他、例えば次のような原因により発生した就業不能については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 故意または重大な過失によるケガまたは病気
- 自殺または犯罪、闘争行為によるケガまたは病気
- 麻薬、あへん、覚せい剤等の使用によるケガまたは病気（医師による治療のためにこれらを用いた場合を除く）
- 戦争、暴動等によるケガまたは病気（テロ行為によって発生したケガ・病気は自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。）
- 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故によるケガまたは病気
- 妊娠、出産、早産、流産およびこれらによるケガまたは病気
- 自動車または原付自転車の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転中の事故
- むちうち症または腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- 精神障害または妊娠もしくは出産 など

《損害保険契約者保護制度について》

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は 90%まで補償されます。

あんしん補償プラス Q&A

制度詳細

Q1 支払対象外期間とは何ですか。

免責期間が設けられており、ケガや病気就業不能となったその日から7日間は保険金お支払いの対象外となります。この期間を支払対象外期間とよびます。したがって、就業不能となった日から8日目以降の期間について保険金が支払われます。

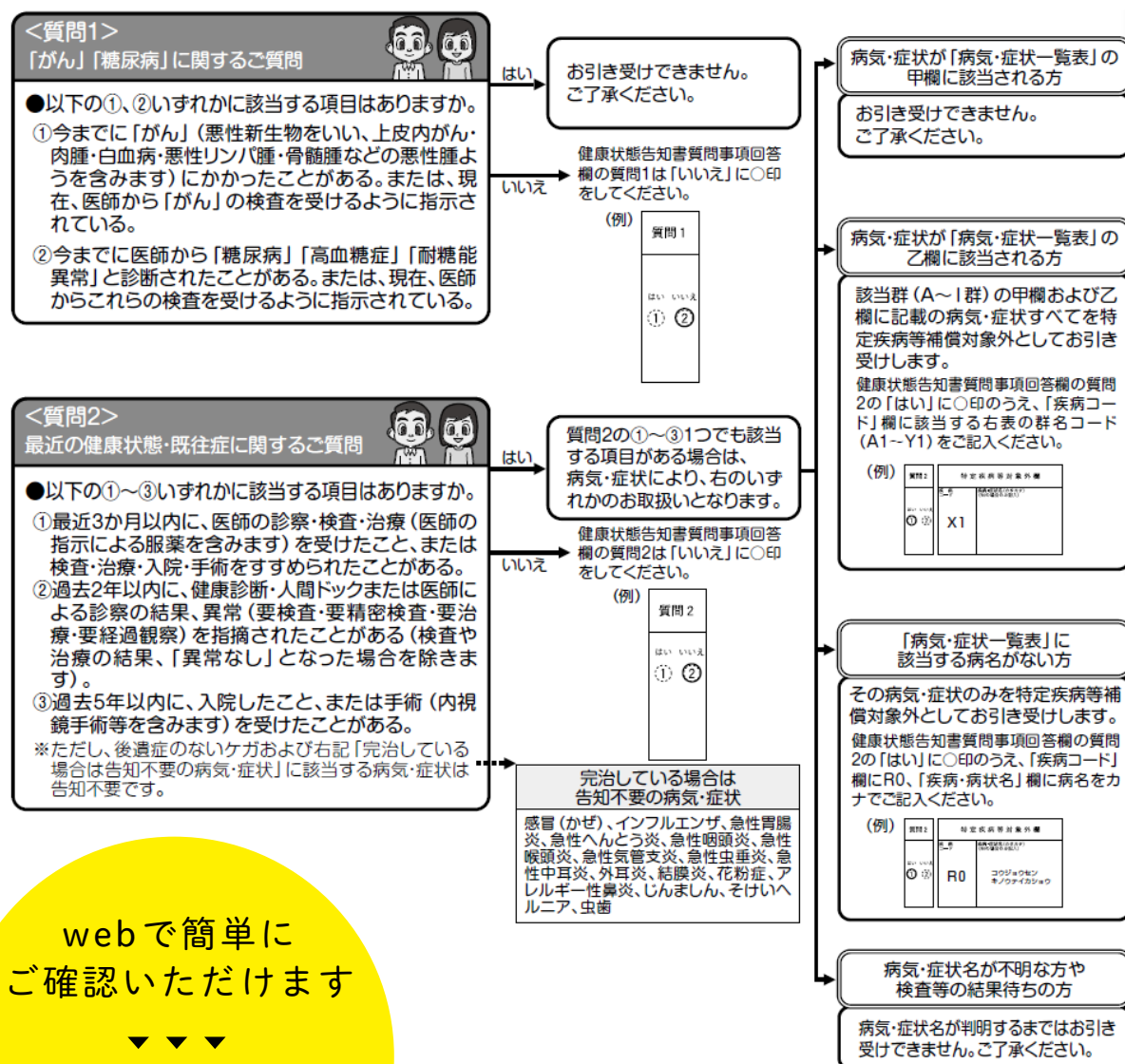
Q2 どのような職業でも加入できますか。

次の職業の方はお申し込みいただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含む）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフェリーを含む）、力士、その他これらに準ずる危険な職業または危険を有する職業の方

Q3 持病があります。加入できますか。

お申し込み時の書類にて健康状態に関する告知が必要となっております。病気・症状によっては、該当の症状が補償対象外となるほか、お申し込みいただけないケースもございますので、事前によくご確認ください。



「病気・症状一覧表」は次のページにあります。

webで簡単に
ご確認ください

<https://freelance-i.com/check/>

病 気 ・ 症 状 一 覧 表								
A群		B群	C群	D群	E群	F群	H群	I群
A1		X1	C1	D1	E1	F1	H1	Y1
脳・循環器系の 疾病		呼吸器系の 疾病	消化器系の 疾病	肝臓系の 疾病	胆のう・ すい臓系の 疾病	腎臓・泌尿器系の 疾病	婦人科系の 疾病	骨・筋肉の 疾病
その他の 疾病								
甲 欄	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●動脈硬化症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●胆のう腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靭帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症
	●高血圧症(医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心房頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)	●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)	●胃・腸のかいようまたはポリープ	●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫	●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群
乙 欄		厚生労働省指定の難病の例 (2019年3月現在) パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)、サルコイドシス、ベーチェット病、原発性胆汁性肝硬変 など						

※具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

「脳卒中」について

●心臓内の血管の障害で急激に発症する病気の総称です。脳出血(血管が破れること)や脳こうそく(血管が詰まること)は脳卒中の一種です。

「不整脈」について

●心臓の拍動に早い(頻脈)、遅い(徐脈)、不規則(期外収縮)などの異常が生じることをいいます。

「精神障害」について

●精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症などが含まれます。

厚生労働省指定の難病について

●具体的な例は左表のとおりですが、最新の内容は「難病情報センター」ホームページ(<http://www.nanbyou.or.jp/>)をご確認ください。
 ●なお、メンエール病は「疾病・症状名」欄に病名を記載することで契約いただけます。

Q4 何歳まで加入できますか。

満 15 歳以上満 64 歳以下で有職の方（継続加入は満 74 歳以下の方まで）にご加入いただけます。

Q5 妊娠や出産によって働けない期間は、補償の対象となりますか。

妊娠または出産による就業不能は、保険金お支払いの対象となりません。

Q6 うつ病等で働けなくなった場合も、補償の対象となりますか。

精神障害による就業不能は、保険金お支払いの対象となりません。精神障害には、うつ病、躁病、統合失調症等の精神病や、パニック障害、適応障害等の神経症、アルコール・薬物依存症等が含まれます。

Q7 引受保険会社はどちらになりますか？

引受保険会社はあいおいニッセイ同和損保でございます。この保険は全国中小企業団体中央会を契約者とし、フリーナンス AWS 協会会員を加入者とする所得補償保険の団体契約です。

Q8 業務中の事故等で働けなくなった場合も、補償されますか。

就業不能となる要因は、業務中、日常生活を問いません。

Q9 会社員でも加入できますか。

会社員の方（個人事業主以外の方）でもご加入いただけます。ただし加入されている健康保険によって、お受け取りいただける保険金の上限が異なります。

- 国民健康保険に加入されている方 … ご年収（直近 12 か月の収入）の 70% 以内
- 国民健康保険以外に加入されている方 … ご年収（直近 12 か月の収入）の 50% 以内

Q10 加入時は個人事業主でしたが、途中で事業を法人化しました。保険を継続できますか。

所得補償プランは被保険者ご本人（個人名義）でのご加入となりますので、途中で事業を法人化された場合でもご継続いただけます。

Q11 役員報酬を受け取っている場合でも、補償の対象となりますか。

役職等に就き役員報酬として収入を得られている場合は、原則として保険金お支払いの対象外となります（就業不能の発生にかかわらず得られる収入とみなされる為）。ただし肩書き役員で実態として休業すれば収入が減る場合や、役員を兼務している場合等は、減収となった範囲内で保険会社の判断により保険金が支払われます。

Q12 新型コロナウイルスにかかった場合、補償の対象となりますか。

新型コロナウイルス感染症により入院し、就業不能となった場合、保険金お支払いの対象となります。また感染が確認され、医師の管理下または医師の指示により臨時の医療施設（ホテル等）に入り治療を受けた場合や、医師の指示により自宅で療養した場合も、入院したものとして取り扱い、保険金お支払いの対象となります。

申込み手続き関係

Q13 どのように保険金額を設定したらよいかわかりません。 申込書類の口数 の記入方法がわかりません。

国民健康保険に加入されている方は直近12か月の収入の70%まで、国民健康保険以外の公的医療保険制度に加入されている方は直近12か月の収入の50%までを上限に保険金をお支払いします。就業不能となった際にお受け取りいただく保険金がこちらの上限におさまるよう、1か月単位でお考えください。なお、1口あたりの保険金額は1万円となります。また保険金額の下限は10万円とさせていただいておりますので、収入の70%（50%）がひと月あたり10万円を下回る場合、お申し込みいただくことができません。

例）国民健康保険加入、年収500万円の場合→10～29口（1か月あたりの保険金額が10～29万円）の範囲でお申し込み可

Q14 途中でプランの変更はできますか。

途中で保険金額を変更されたい場合は、一度脱退のお手続きをしていただき、あらためて加入していただく必要がございます。

Q15 保険料の支払い方法はどのようなものがありますか。年払い、月払い等は選べますか。
口座振替の月払い（12回払い）のみとなります。

Q16 振替口座に法人名義の口座は使用できますか。

制度への加入には被保険者ご本人の個人名義となりますが、保険料の振替口座については法人名義の口座を使用いただくことも可能です。

Q17 保険料の引き落とし日はいつですか。

1か月分の保険料が翌月1日引き落とし（土日祝日の場合は各金融機関の翌営業日）となります。
例）10月1日～10月31日の保険料→11月1日振替

Q18 保険料の引き落としができなかった場合、どうなりますか。

残高不足等により振替ができなかった場合、制度維持費も含め翌月に2か月分まとめた振替となります。
2か月分まとめた振替もできなかった場合には、自動脱退となりますのでご注意ください。

Q19 保険料は控除対象ですか。

所得補償プランの保険料は、介護医療保険料の控除対象となります。ただし制度維持費は控除の対象外となります。